



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 訓令

\*27 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令  
(技術調査課)

## 訓 令

### 和歌山県訓令第27号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程(昭和49年和歌山県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中注1を注1-1とし、第1条第1項の次に次のように加える。

注1-2

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)及び乙が提出した技術提案提出書(以下「技術提案」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書、設計図書及び技術提案を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

別記第3号様式第44条中第8号を第10号とし、第9号を第11号とし、第7号の次に次のように加える。

(8) 乙(共同企業体の場合は、その構成員を含む。以下この項において同じ。)が、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成19年11月13日施行)における(資格認定)に基づく認定を同基準の(参加資格)の(5)の資格を欠くことにより取り消されたとき。

(9) 乙が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)別表第2不正行為等に基づく措置基準の第4項に該当し入札参加資格停止となったとき。

別記第3号様式注5中第44条第8号を同条第10号とし、同条第9号を同条第11号とし、同条第7号の次に次のように加える。

(8) 乙(共同企業体の場合は、その構成員を含む。以下この項において同じ。)が、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成19年11月13日施行)における(資格認定)に基づく認定を同基準の(参加資格)の(5)の資格を欠くことにより取り消されたとき。

(9) 乙が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)別表第2不正行為等に基づく措置基準の第4項に該当し入札参加資格停止となったとき。

別記第3号様式第48条の2第1項を次のように改める。

第48条の2 乙は、第44条第1項第4号から第7号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、第44条第1項第4号から第6号までのいずれかに該当する場合で、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づき定められた不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。

別記第3号様式注8を次のように改める。

注8

(本契約の確定)

第 条 この契約は、和歌山県議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとする。ただし、本契約までの間に、乙(共同企業体の場合は、その構成員を含む。以下この条において同じ。)が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を甲から受けたとき又は条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成19年11月13日施行)における(資格認定)に基づく認定を同基準の(参加資格)の(5)の資格を欠くことにより取り消されたときは、甲は、仮契約を解除し、本契約は締結しないものとする。

- 2 前項の規定において本契約を締結しないこととなったとき、甲は、乙に対し何ら責任を負わないものとする。

別記第3号様式中注9の次に次の注を加える。

注10

(技術提案に係る内容の履行)

第 条 乙は、技術提案に記載の提案内容（以下「提案内容」という。）を満たす施工を行わなければならない。

- 2 甲は、乙の責により提案内容を満たす施工を乙が行わなかった場合には、乙に対して提案内容を満たさないことにより発生する損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、工事目的物の引渡しを受けた後、乙の提案内容の不履行を確認した場合は、乙に対して相当の期間を定めてその不履行の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに不履行により発生する損害の賠償を請求することができる。

- 4 前項の規定による不履行の補修又は損害賠償の請求は、工事目的物の引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その不履行が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、その請求を行うことのできる期間は、10年とする。

- 5 乙の責により提案内容を満たす施工を乙が行わなかった場合又は甲が工事目的物の引渡しを受けた後に乙の提案内容の不履行を確認した場合において、甲は、乙の工事成績評定を減点することができる。

別記第3号様式中

「注1 :共同企業体と契約を行う場合には頭書きに追加す

る。」を 「注1-1:共同企業体と契約を行う場合には頭書き  
注1-2:標準型の総合評価落札方式により契約を

に追加する。 に、「注9 :共同企業体と  
行う場合には本条を用いる。」

契約を行う場合には本条を追加する。」を 「注9 :共同企  
注10 :標準型

業体と契約を行う場合には本条を追加する。  
の総合評価落札方式により契約を行う場合には本条を追加

する。」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年6月1日から施行し、施行日以後に入札公告を行う工事、入札通知書を送付若しくは指名通知書を発行する工事又は見積書を徴する工事から適用する。

- 2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。

- 3 この訓令の施行の際現に存する様式の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。